

令和4年度

第1回長浜市国民健康保険運営協議会

会 議 録

令和4年8月24日（水） 午後1時から

長浜市役所本庁3階 3-Bコミュニティールーム

令和4年度 第1回長浜市国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 日 時 令和4年8月24日（水）午後1時～午後2時30分
- 2 場 所 長浜市役所本庁3階 3-Bコミュニティールーム
- 3 出席者 [被保険者を代表する委員] 4名  
廣部恭子委員、大塚高司委員、服部貴美代委員、傍島伸子委員  
  
[保険医または保険薬剤師を代表する委員] 1名  
川瀬仁史委員  
  
[公益を代表する委員] 3名  
小林治一良委員、下司みゆき委員、西野美の里委員  
  
[被用者保険等保険者を代表する委員] 3名  
宇田泰明委員、浦崎貴博委員、久野真一委員  
  
[市側、事務局職員] 15名  
長浜市長 浅見宣義市長  
市民生活部 中川部長、為永次長  
保険年金課 藤田課長、小林課長代理、高畑係長、松本主幹  
滞納整理課 久保田課長、藤副参事  
健康企画課 元村課長、大谷主幹  
地域医療課 野村課長、川越主幹  
健康推進課 小寄課長、勅使河原主幹
- 4 欠席者 [保険医または保険薬剤師を代表する委員] 4名  
布施隆治委員、安達貴子委員、大森貴美子委員、藤本茂良委員
- 5 署名委員 服部貴美代委員、川瀬仁史委員

## 6 議事

事務局	<p>《 会 議 録 》 《開会 午後 1 時 00 分》</p> <p>本日は、皆様方には大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から、令和 4 年度第 1 回「長浜市国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。</p> <p>今回は、新型コロナウイルス感染症対策として、受付の際に、検温のご協力、ありがとうございました。</p> <p>また、会議については、コロナ禍ではございますので、1 時間 30 分を目途に行いたいと思っております。</p> <p>本日の会議に、布施委員、安達委員、大森委員、藤本委員様より、所用のため欠席とのご連絡をいただいております。</p> <p>なお、本会議につきましては、「長浜市国民健康保険規則」の第 4 条第 4 項に、各選出区分それぞれ 1 名以上の出席があり、かつ、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない旨の規定があります。本日は各区分に 1 名以上で合計 11 名の出席者がございますので、開催の要件を満たしておりますことをご報告申しあげます。</p> <p>それでは、事前にお送りしております資料の会議次第に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>この「国民健康保険運営協議会」の会議は、長浜市情報公開条例の規定に基づき「原則公開」とさせていただきますのでご了承ください。</p> <p>なお、本日の傍聴のお申し込みはありませんでした。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、長浜市長からご挨拶申しあげます。</p>
市長	<p>【市長あいさつ】</p>
事務局	<p>続きまして、次第 3「委員・職員の自己紹介」に入らせていただきます。委員の皆様につきましては、新たにご就任していただきました委員様もおられますので、順番に委員様の自己紹介をお願いします。</p> <p>続きまして、事務局についても定期人事異動により変更がございましたので、職員の自己紹介をさせていただきます。</p> <p>ここで、公務のため長浜市長は退席させていただきます。</p> <p>次に、会議次第 4「会長及び副会長の選出」に入らせていただきます。</p> <p>「長浜市国民健康保険規則」第 3 条第 2 項の規定により、会長及び副会長の任期は 1 年となっておりますので、再度選出をお願いしたいと思います。</p> <p>選出につきましては、どのようにすればよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>(事務局一任)</p> <p>ありがとうございます。</p>

それでは、事務局（案）としましては、引き続き、「小林委員」様を会長に、「廣部委員」様を副会長にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

事務局

ありがとうございました。異議なしということで、会長に「小林委員」様、副会長に「廣部委員」様を選出されました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今後の会議につきましては、規則第4条第3項の規定によりまして、会長が議長となり運営をしていただくこととなります。小林会長様、議長席へお願いします。

また、議事終了後に令和3年度第2回の運営委員会で行う予定であった「ベジチェック」の紹介と機器を使った体験を行う予定となっております。

それでは、小林会長様、会議の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

議長

本日は、ご苦労様です。

会長に就任いたしました「小林」でございます。

皆様のご協力のもと、円滑に会議を進めてまいりたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

それでは会議次第5「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は長浜市国民健康保険規則第7条において、議長および協議会において定めた2人の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただき、ご承認をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

議長

それでは、会議録署名委員を 服部委員さんと川瀬委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

議長

後日、事務局で作成します議事録にご署名をお願いします。

それでは、会議次第6の議事に移りたいと思います。

次に（1）「令和3年度国民健康保険特別会計決算について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

「令和3年度長浜市国民健康保険特別会計決算について」

・事務局説明（決算及び事業報告）

（保険年金課、健康推進課、健康企画課）

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご質問等はございませんか。

委員	<p>前回は質問しましたが、4%強の方が健康保険料を未納されていて、不納欠損額が4,450万円あるということですが、最終的に収入の減という形になるのですか。そうであれば、保険料を払ってる方たちが4%多く支払っているということですか。もう一点は、これも昨年質問しましたが、収納率が昨年95%で実績であるのに、目標を95%とするのはどうかと思います。せめて、98%にするなど、目標であれば、前年度を超える数値となるのではないのでしょうか。超える目標でなければ、重点施策とは言えないのではないのでしょうか。また、キャッシュレス決済を進めて利便性を高めたとなっているが、いつも払っている方の利便性を高めただけで、未納されている者の対策ではないかと思います。これを行ったことで今まで支払っていないものが何%増えたのですか。これを数値化していただければと思います。</p>
事務局	<p>収納率が低いことで他の方の保険料が上がっているのかという質問ですが、県の示す標準保険料率は、収納率を100%で算出しているわけではなく実績にあった積算をしています。もしも、100%の収納率であったならば、今の保険料より下がることとなります。</p> <p>収納率の目標が、95%が低いのではないかと質問ですが、収納率の目標100%が本来ではありますが、どうしても100%とできない部分もあります。県の標準保険料率につきましても、各市町の収納率や世帯構成の状況を見てその市に必要な額が提示されています。100%の収納率を目指したいところではありますが、毎年の収納率は少しずつではありますが上がっているのは事実です。ちなみに滋賀県内の現年の国民健康保険料の収納率の平均ですが、95.92%というところで高い市町では99%、低いところは94%でどこも努力しながら少しずつ上げてはいますが、なかなか100%の実現は難しいところです。</p> <p>つぎに、キャッシュレス決済の件ですが、納入していただく機会の手段を広く広げることで、できるだけ収める機会を作っています。これを行ったことで前年度支払っていない方がどれだけ支払ったかなどの検証はしていませんが、何らかの検討はして行きたいと思います。債権管理としても大事なことであると思っています。</p>
委員	<p>市町で99%の収納率があるのであれば、目標を99%にはできないのですか。せめて、2年前より1%増やすとかはできないのですか。前から95%なのでこれは重点施策ではないと思います。</p>
事務局	<p>債権管理の計画の中で3年ごとに目標数値を定めているため、今後考えていきたいと思っています。</p>
議長	<p>目標収納率が実績より低いのはいかかかなものかと思いますが、上位計画があって、それが基になって変えるわけにはいかないということですか。</p>
事務局	<p>市全体の債権管理計画があり、それに基づいて国保料や税などそれぞれの目標数値を決めております。</p>

議長	改定は3年に1回あるのですか。その間は、95%で行くということですか。
事務局	達成したとしてもそれが目標ではありませんので、より超えられるように努力していかなければならないと思っております。
議長	不納欠損額について、この分が収入として入ってこないことで、みなさんの保険料にオンされているのですという話でしたが、元々県の示す標準保険料率は、収入未済の分も勘案しているのですか。
事務局	県が標準保険料率を算出する過程の中で、収納率を決めていますので、収納率100%で算出しているわけではありません。
議長	保険料を払わなければ、そのまま他の人に跳ね上がるということではないとは思いますが。
事務局	これから、収納率が上がっていけば、その分は保険料が低くなっていくこととなります。
委員	やっぱり、払わない人がいるから、保険料が高くなるということですか。県がある一定の割合で納めていない方がいるという前提で保険料率の設定をされている。そうであれば、やっぱり払っていない方がいるため、払っている方の保険料が高くなって納めているということですか。
事務局	もし、すべての方が納めておられれば、もう少し低くなります。
委員	そういったことをお聞きすると、収納率を上げていっていただかないと払っている方からするとやってられないなと思ってしまう。目標値は高く設定していただきたいなと思います。
委員	保険料を納められなかった場合は、被保険者の資格は継続するのですか。健保組合は、企業から入ってくるため、ほぼ100%収納はありますが、任意継続者は、納付がストップした瞬間に資格がストップします。国保の仕組みはどうなっていますか。
事務局	国民健康保険は、最後の受け皿になっていますので、資格を喪失することはありません。何年か未納になっている方には、医療機関にかかられるときに一旦100%支払ってもらって資格者証を発行する措置があります。ただし、今はコロナ禍のため行っていませんが、コロナが収まればそういった措置も行っていきます。
委員	国民健康保険は最後の受け皿で退職された方が入られるということもあって、国民健康保険に入られた時点で収入のない方はたくさんおられると思うので、私の個人的な意見としては、ある程度本当に納められない人はいるのかなと思います。

す。5 ページのところで PayPay やキャッシュレス決済のほか、ここには記載されていないですが、強制執行や差押えなど、そういう手立ても取られていると思いますので収納率向上の理由とか対応とかいうのであれば、そういうことを挙げればどうなのかと思います。私からお願いしたいのは、納められない方と実際に納められるのに納めない方と区別をして、納められる方には厳しく強制執行していただき、納められない方には個別にどうしようと考えて頂ければと思います。

事務局

強制執行は滞納整理課の方で行っており、保険料だけでなく税などでも滞納された方から徴収し、振り分けて未納を埋めていく努力はしています。

委員

3 点お聞きします。1 点目は、1 ページの冒頭で、県から示された標準保険料率が引き下げになり、市も同調したということですが、単純に料率が引き下がったということですか。2 ページの収支を見ると単年度でマイナスとなっていますが、単純に保険料率が減ったから収支が厳しくなったということなのか、それとも別の財源から何か補填することがあったのかお聞きします。

2 点目は、1 ページの下段に「うち還付未済額」というのがありますが、この意味を教えてください。

3 点目は、5 ページから 6 ページにかけて、特に保健事業の中で 6 月末現在という書き方がされていますが、途中の話なのか、6 月末が確定なのか 7 月や 8 月になれば確定となるのか教えてください。

事務局

1 点目ですが、県が示した標準保険料率が下がり、その通りに長浜市も同じような形で下げたということでございます。

2 点目の還付未済額については、国民健康保険を加入されたり喪失をされると保険料が変わります。再計算して納めすぎた部分をお返しすることがありますが、年度をまたいで還付することもあり、その年度で返しきれない分がこの還付未済という形で残っています。次年度返すこととなります。

3 点目の 6 月末現在についてですが、特定健診の受診率についても流動的などころもあり、最終の確定ではありません。最終確定は 11 月です。

議長

県が示す標準保険料率も平成 30 年度から財政運営が県に一元化され、標準保険料率も上がったり下がったりとコロナ禍の影響もあると思いますが、増減が大きいところもあります。それに基づいて市は、下げたりします。ただ、上げるときは、被保険者に影響がありますので検討をしますが、下げるときは、運営協議会では標準保険料率のとおり下げたらどうですかという意見をしています。将来的には、県が保険料率を一元化すると計画しています。令和 7 年ごろでしたか。

事務局

令和 6 年度以降の早い時期でとなっています。

議長

今は、県下の保険料が違いますが、保険料の一元化について、県の方で調整が行われています。今はその過渡期にあるということです。

議長	他に何か質問等はありませんか。 なければ、次に（２）「令和３年度国民健康保険特別会計（直診勘定）決算について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	「令和３年度国民健康保険特別会計（直診勘定）決算について」 ・事務局説明（決算及び事業報告） （地域医療課）
議長	ただ今、事務局から説明がありました。ご質問等はありませんか。 いくつか指定管理制度を導入しておられますが、指定管理者制度になったことで、たくさん儲かっても指定管理者の儲けということですか。市には潤いは入ってこないということですか。
事務局	企業努力ということで、こちらに返ってくることはないです。そもそも指定管理料の算定の時に直営で行ったときにその赤字部分が指定管理料ということで積算をしており、それ以上儲かった部分については、それぞれ指定管理者様に入る仕組みです。
議長	中之郷歯科は、指定管理はされていないということですか。
事務局	直営で市の職員が運営をしています。
議長	毎年、5, 6 千万円の赤字については、基金から繰り入れていますが、10 何年すれば、枯渇することとなってしまいます。そのあたりはどのように考えていますか。
事務局	大きな懸案事項ですが、元々人口が減っていき、診療所の患者も少なくなっている中でも、民間の進出もありませんので、その中でしっかり医療の確保をするのが市の責務と考えます。赤字はやむを得ないと言うと語弊があるかもしれませんが、赤字をだしてもしっかりと医療を確保していきながら、基金も減少について財政部局と協議して検討していきたいと思っています。
委員	へき地医療は、とても大事と思いますが、何年か前に浅井歯科診療所を閉院されたと思いますが、地域住民の弊害などの問題点は挙がってきていましたか。
事務局	その当時のことを聞いておりますと、特に問題が起こったといったことは聞いておりません。通うバス代等を補助した経過もありましたが、市民の皆さんからなにかお困りのことを聞いたということはありません。
委員	仮に今ある診療所を閉鎖したときの弊害について、シミュレーションなどの議論はされたりするのですか。例えば浅井歯科診療所が無くなった時にあまり問題がないといった場合、この地区自体がへき地であることから、どこまでどう考えていくかということですが、だんだん減らしていくのもひとつの考え方なのかと

	<p>と思いますが、どう考えていますか。</p>
事務局	<p>赤字というのは、避けられないので、そのなかで減らしていけば当然、市の支出も減らせるわけですが、市民の距離間があることと、そこに住んでおられる方、地域の皆さんの年齢層など、またそういった場合にどのような支援ができるかなどが大事なことであり今後検討していかなければならないと思っています。</p>
委員	<p>難しい話かと思いますが、診療所があることで解決していく問題なのか利便性を上げるなどの補填をすることで解決する問題なのかをもっと議論すれば、もっと支出が減らせるのではないかと思います。また検討してください。</p>
議長	<p>他に何か質問はありませんか。 なければ、次に会議次第7の「その他」、事務局よりなにかありますか。</p>
事務局	<p>はい、今後の予定についてご連絡させていただきます。 ・今後の予定について (保険年金課)</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの説明について、ご質問等ございませんか？</p>
委員	<p>保険証の件ですが、マイナンバーカードと一緒にになると言われていますが、いつからなりますか。</p>
事務局	<p>いまのところ、保険証がなくなり、マイナンバーカードだけとなる話はありません。マイナンバーカードと紐づけすれば、保険証としても使えますが、保険証も毎年送る予定にはなっています。</p>
議長	<p>他に何かありませんか。</p>
事務局	<p>最後に健康企画課より「ベジチェック」について説明をします。 (健康企画課)</p>
議長	<p>これを持ちまして、令和4年度「第1回長浜市国民健康保険運営協議会」を閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>本日は、長時間のご審議誠にありがとうございました。</p> <p>====終了==== 時間記入 <u>14:30</u></p>

長浜市国民健康保険規則第7条第2項の規定により下記に署名する。

令和4年8月24日

長浜市国民健康保険運営協議会議長

小林 治一良

署名委員

服部 貴美代

署名委員

川瀬 仁史